

○佐久穂町消費税軽減税率対策費補助金交付要綱

平成31年4月1日告示第 号

(趣旨)

第1条 この告示は、消費税増税による町内の事業者負担を軽減し、もって持続的な経営を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久穂町補助金等交付規則（平成17年佐久穂町規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この告示による補助金の交付の対象となる者は、町内に事業所を有する中小企業であって、中小企業庁及び中小機構が定める中小小売・流通等合理化促進事業実施要領（以下「全国要領」という。）及び消費税軽減税率対策費補助金交付規程（以下「全国規程」という。）に基づく消費税軽減税率対策費補助金の交付決定を受けたものとする。

(補助対象事業)

第3条 この告示による補助金の交付の対象となる事業は、全国規程A型の補助事業とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、全国要領及び全国規程に基づく補助対象経費から全国要領に基づき交付を受けるべき補助金の額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、複数台数導入については、1事業者あたり10万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、佐久穂町消費税軽減税率対策費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 町内に事業所があることを証明する書類
- (2) 補助事業の実施状況を確認することができる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、佐久穂町消費税軽減税率対策費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、全国要領及び全国規程に基づく額の確定通知を受けたときは、速やかに佐久穂町消費税軽減税率対策費補助金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の確定等)

第8条 補助金の交付確定、交付請求等の手続は、規則の規定による。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 全国要領及び全国規程に基づく補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。

(返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までに行われた申請によりなされた処分、手続その他の行為等は、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）佐久穂町長

（申請人）
所在地
住所（個人の場合）
事業者名
代表者名
電話番号

印

佐久穂町消費税軽減税率対策費補助金交付申請書

次のとおり佐久穂町消費税軽減税率対策費補助金の交付を受けたいので、佐久穂町消費税軽減税率対策費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 導入機器等

全国規程の型	A - 型
導入機器等の名称 （型番、台数等）	レジ： 付属機器（ある場合）：

2 補助金交付申請額

全国規程	交付決定時	A 補助対象経費の額 ※交付決定通知書から転記	円
		B 補助金の額 ※交付決定通知書から転記	円
		C 交付決定時の事業者負担の2分の1以内 $C = (A - B) / 2$ （※1）	円

3 関係書類

- （1）町内に事業所があることを証明する書類
- （2）全国規程に基づく交付申請書の写し
- （3）全国規程に基づく交付決定通知書の写し

【注】

- ※1 円未満は切り捨てること。
- ※2 複数台数導入の場合は、10万円を上限とする。

様式第2号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

佐久穂町長

印

佐久穂町消費税軽減税率対策費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった佐久穂町消費税軽減税率対策費補助金について、佐久穂町消費税軽減税率対策費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することと決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額

補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

交 付 決 定 額
円

2 補助条件

補助事業の実施に当たっては、本要綱の規定に従わなければならない。

3 交付決定後の注意点

全国規程に基づく額の確定通知を受けたら、速やかに佐久穂町消費税軽減税率対策費補助金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添えて提出すること。

様式第3号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）佐久穂町長

（申請人）

所在地

住所（個人の場合）

事業者名

代表者名

印

電話番号

佐久穂町消費税軽減税率対策費補助金実績報告書

年 月 日付け佐久穂町指令第 号で交付決定のあった佐久穂町消費税軽減税率対策費補助金の実績を下記のとおり報告します。

記

1 補助金実績額

全国 規程	実績 報告時	A 補助対象経費合計の金額 ※実績報告書に添付の支出内訳書から転記	円
		B 交付を受ける補助金額（実績額） ※実績報告書に添付の支出内訳書から転記	円
		C 実績報告時の事業者負担の2分の1以内 $C = (A - B) / 2$	円

2 関係書類

- (1) 全国規程に基づく実績報告書の写し
- (2) 全国規程に基づく額の確定通知書の写し